

岐阜県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和二年九月十七日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（昭和三十二年岐阜県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項第十号中「第八十五条第六項」を「第三百二十七条第六項」に、「第九十九条」を「第五百十一条」に、「第三百三十二条」を「第三百七十三条」に改める。

附 則

この条例は、令和二年十二月一日から施行する。

提 案 説 明

漁業法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。